

# 大分県報

令和二年  
号外（三）  
二月二十八日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県建築士法施行細則の一部改正……………一

### 教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正……………五

### 告示

建築士法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の制定……………六

建築士法第四条第四項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の制定……………七

## 規則

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

### 大分県規則第十一号

#### 大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築士法施行細則（平成二十年大分県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

#### （免許の申請）

**第二条** 法第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）の免許を受けようとする者は、免許申請書（第一号様式）に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第二十六条第一項の規定により同

項第一号及び第二号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を法第十五条の六第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）に合格したことを証する書類

三 次のイからハまでのいずれかに掲げる書類

イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 実務の経験を記載した書類（以下この号において「登録に係る実務経歴書」という。第一号の様式）及び使用者その他これに準ずる者が登録に係る実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（第一号の様式）

2 法第四条第五項の規定により二級建築士等の免許を受けようとする者は、前項の免許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

3 前二項の免許申請書には、申請前六箇月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル）を貼付しなければならない。

第四条第三号中「二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）を「二級建築士試験等」に改める。

第五条第一項中「戸籍抄本を添えて」を削り、同条第三項中「届出」を「規定による届出」に改める。

第十二条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「十条の二十第一項」を「第十条の二十第一項」に改め、同条第二項中「の各号」を削る。

第二十条中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同条第三号中「の合格者一覧表」を「に規定する添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合

には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- 一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスク等をもって調整するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第二十二条中「第二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第八条及び」を「第八条並びに」に改め、「これらの規定」の下に「（第二条第一項及び第二項を除く。）」を、「指定登録機関」との下に、「第二条第一項及び第二項中「これを知事」とあるのは」「これを指定登録機関」とを加え、「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第二十四条第一項中「その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験等に引き続いて行われる次の二回」を「学科の試験に合格した二級建築士試験等（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の四回の二級建築士試験等のうち二回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、三回）」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条第一項中「の各号」を削り、同項第一号イ中「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同号口中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号ハ中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、「又は第二号」を削り、同項第二号中「及び当該建築実務の経験」を「（以下この号において「受験に係る実務経歴書」という。）及び使用者その他これに準ずる者が受験に係る実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したこと」に改め、同条第二項中「前項」を「前項各号」に改め、同条第三項中「受験申込書」を「規定による受験申込書」に改める。

第三十五条第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「合格者一覧表」の下に「、第二十六条第二項の受験申込書並びに同条第一項第一号及び第二号に掲げる書類」を加える。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)  
二級 建築士免許申請書 (第一面)

大分県収入証紙

私は、二級 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。  
私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。  
年 月 日  
氏名 (署 名)

大分県知事 指定登録機関 殿

ふりがな  
氏名  
本籍  
現住所  
試験  
登録申請区分

二級 建築士の免許を受けたので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。  
私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。  
年 月 日  
氏名 (署 名)

二級 建築士試験に合格した時期 年 月 日

合格通知書番号 第 号

1 学歴 □ 2 学歴+実務 □ 3 建築士法第四項第三号 □  
4 建築士法第四項第五項 □ 5 実務 □

1 学歴に より 申請す る場 合に 記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経歴期間の 合計
2 学歴 に よ り 申 請 す る 場 合 に 記 入	学校名	学部名・学科名	年月入学 年月卒業(修了) 年月入学 年月卒業(修了)	建築実務経歴期間の 合計
3 建築 士 法 第 四 条 第 三 号 に よ り 申 請 す る 場 合 に 記 入	学校名	学部名・学科名	年月入学 年月卒業(修了) 年月入学 年月卒業(修了)	建築実務経歴期間の 合計
4 建築 士 法 第 四 条 第 三 号 に よ り 申 請 す る 場 合 に 記 入	建築設備士試験合格証書日付 年 月	建築設備士試験合格証書番号 第 号		
5 実務 に よ り 申 請 す る 場 合 に 記 入	建築士法第四項第五項に よ り 申 請 す る 場 合 に 記 入	資格認定書の年月日 年 月		
建築実務経歴期間の合計 年 月				

(第二面)

第一号様式の次に次の二様式を加える。

1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 がなくなつた日	ある□ ない□ .....年 月 日
2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 があるときは、その刑の執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日	ある□ ない□ .....年 月 日
3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□ ない□
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	年 月 日 から 年 月 日まで はい□いいえ□
5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	年 月 日 から 年 月 日まで はい□いいえ□

※登録機関記載欄

【記入上の注意】数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は、該当する□の中にレ印をつけてください。

第1号の2様式(第2条関係)

実務経歴書

二級 建築士の免許を受けたので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを記する実務経歴証明書を提出します。  
私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。

氏名 ..... (署名)

大分県知事 殿  
指定登録機関

勤務先等

勤務先 (部署名まで)	所在地 (番地まで)	在職期間の合計	
		年月～年月	年 月 数
		年 月～年 月	年 月 数
		年 月～年 月	年 月 数

在職期間	年月数	地位職名	建築実務の内容 (建築士法施行規則第一条の二)
年月～年月			

建築実務の詳細

建築実務経歴期間の合計	
年 月	年 月 数

(1) 実務経歴の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に) 用途・構造・規模・担当業務 (等)

対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経歴期間	
		年月～年月	年 月 数
		年 月～年 月	年 月 数
		年 月～年 月	年 月 数

(2) 実務経歴の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に) 用途・構造・規模・担当業務 (等)

対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経歴期間	
		年月～年月	年 月 数
		年 月～年 月	年 月 数
		年 月～年 月	年 月 数

(3)

実務経歴の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に) 用途・構造・規模・担当業務 (等)

※登録機関記載欄

【記入上の注意】 1 数字は、算用数字を用い、※欄は記入しないでください。

- この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
- 記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めらるることになり、登録が遅れる場合があります。
- 虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合があります。

実務経歴証明書

年 月 日

大分県知事  
指定登録機関 殿

証明者 印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した 二級 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違  
しないことを証明します。  
木造

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経歴

建築実務経歴期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
- 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明してください。
- 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験等に合格した者に対する改正後の第二  
条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建  
築士試験等の学科の試験に合格した者に対する改正後の第二十四条の規定の適用について  
は、なお従前の例による。

○教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。

令和二年二月二十八日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第一号

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する  
規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委  
員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の二第三項中「昭和四十六年法律第七十七号」の下に「。次条において「給特  
法」という。」「を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同項中「同じ」を「教育職  
員」という」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「職員」を「教育職員」に改め、  
同条の次に次の一条を加える。

（教育職員の在校等時間の上限等に関する方針）

第十条の二の三 任命権者は、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、教育職員の健  
康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に  
属する学校の教育職員が業務を行う時間（同指針に規定する在校等時間をいう。以下この  
条において同じ。）から所定の勤務時間（給特法第六条第三項各号に掲げる日（代休日  
が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下この条において同  
じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適

切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 任命権者は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、任命権者が別に定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第百二十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第二号の規定に基づき、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

令和二年二月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 次の表の(イ)欄に掲げる学校において、(ロ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(ハ)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「施行規則」という。）第一条の二に規定する建築に関する実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(イ)	(ロ)	(ハ)
-----	-----	-----

<p>防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校</p>	<p>建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第七百五十三号。以下「第七百五十三号告示」という。）の第一に規定する科目（以下「指定科目」という。）</p>	<p>○年</p>
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校又は中等教育学校</p>	<p>指定科目（第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）</p>	<p>一年</p>
<p>注 (ロ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。</p>	<p>二 次の表の(イ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ロ)欄に掲げる年数以上で、(ハ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(ニ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者</p>	<p>(ニ)</p>
<p>(イ) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校</p>	<p>(ロ) 一年</p>	<p>(ハ) 指定科目</p> <p>○年</p>

注 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。	学校教育法による中学校	二年	指定科目(第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	一年
		一年	指定科目(第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。)	二年
注 (い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中学校	二年	指定科目	一年
		一年	指定科目	二年

六 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

- この告示は、令和二年三月一日から施行する。
- 建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者(平成二十年大分県告示第八百五号)は廃止する。

大分県告示第二百二十三号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第四項第三号の規定に基づき、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

令和二年二月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 次の表の(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学の前期課程にあつては修了)した後、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)以下「施行規則」という。)第一条の二に規定する建築に関する実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	学校教育法による大学又は高等専門学校	(ろ)	建築士法第四条第四項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年国土交通省告示第七百四十九号。以下「第七百四十九号告示」という。)の第一に規定する科目(以下「第一号指定科目」という。)(第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。)	(は)	一年
	防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大学校又は職業能力開発促進		建築士法第四条第四項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年国土交通省告示第七百五十号。以下「第七百五十号告示」という。)(の第一に規定する科目(以下「第二号指定科目」という。))		二年

法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第一号指定科目(第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。)	一年
	第二号指定科目	二年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	第二号指定科目(第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	三年

注 (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)又は専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
			○年

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中	二年	第一号指定科目	○年
	一年	第一号指定科目(第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。)	一年
	二年	第二号指定科目	二年

等学校	第二号指定科目(第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	二年	三年
	第二号指定科目(第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。)	一年	四年

注 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
			一年

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	三年	第一号指定科目(第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。)	一年
	一年	第二号指定科目	二年
学校教育法による中学校	二年	第二号指定科目(第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	三年
	三年	第二号指定科目	二年

注 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 施行規則第十七条の十八に規定する建築設備士

五 建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(以下この



号及び次号において「平成十八年改正法施行日」という。）前に建築士法第十五条第三号の規定による受験資格（昭和四十七年大分県告示第二百六十九号）第一号、第二号、第五号、第六号、第七号又は第八号（以下この号及び次号において「昭和四十七年告示第一号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ昭和四十七年告示第一号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成十八年改正法施行日以後に平成十八年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成十八年改正法施行日以後の建築実務の経験を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和四十七年告示第一号等に定める年数以上有することとなるもの

六 平成十八年改正法施行日前から引き続き昭和四十七年告示第一号等に掲げる課程に在学する者で、平成十八年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和四十七年告示第一号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第四条第四項第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

#### 附 則

この規則は、令和二年三月一日から施行する。